

法 34 条 1 号（公益上必要な建築物）開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法 29 条、法 34 条 1 号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所	申請地
	氏名	
予定建築物の用途	自己業務用	手数料
技術基準の適用	農転調整	円
有・無	4条・5条	代理人
	月可	連絡先
	月保留	TEL

※都市計画法 30 条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法 31 条～34 条の各規定の適否を審査する。
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第 6 章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第 6 章 1 (2) 『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令 16 条】	●1 欄の地番は昇順に記入。2 欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。3 欄は全ての用途記入。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		設計説明書【省令 16 条】※ ¹	●台帳面積は地目別概要欄に（ ）で記入
5		└ 付表 1 ※ ¹	
6		└ 付表 2 ※ ¹	
7		└ 付表 3 ※ ¹	
8		法 32 条同意書	
9		法 32 条協議書	
10		土地の地図（公図の写し）【県規則 6 条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
11		土地の登記事項証明書【県規則 6 条】	●申請時に権利効力のあるもの。
12		開発行為の施行等の同意書【省令 17 条】	▲許可時（権利者数及び面積共に）2/3 以上の同意があればよい。 ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第 3 章 18 参照）
13		└ 同意をした者の本人確認資料【県規則 5 条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
14		└ 開発区域内権利者一覧表【県規則 5 条】	▲筆数 10 以上は添付する。
15		資金計画書【省令 16 条】※ ²	
16		└ 工事費の内訳明細書【県規則 4 条】※ ³	
17		└ 自己資金の残高証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載（自己申告）で可）
18		└ 融資証明書【県規則 4 条】※ ³	▲金融機関の証明に限らない。（資金計画書への記載（自己申告）で可）
19		申請者の資力及び信用に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
20		└ 法人の場合：業務経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ⁴	▲業務経歴書は、申告書の「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要。
21		└ 個人の場合：業務経歴書、住民票、前年度の納税証明書（所得税）※ ²	▲同上
22		設計者の資格に関する申告書【省令 17 条】※ ⁴	
23		└ 資格証明書又は卒業証明書【県規則 5 条】※ ⁴	
24		工事施行者の能力に関する申告書【県規則 6 条】※ ²	
25		└ 法人の場合：事業経歴書、登記事項証明書、前年度の納税証明書（法人税及び事業税）※ ²	▲事業経歴書は、申告書の「宅地造成工事等施行履歴」欄に記載すれば添付不要。建設業許可を受けない施工者の場合※ ⁶ は、前年度の納税証明書を添付する。
26		└ 個人の場合：事業経歴書、前年度の納税証明書（所得税）※ ²	▲同上
27		水利権者の同意書（関連他法令許可等一覧表）	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
28		他法令許可書等の写し（関連他法令許可等一覧表）	
29		現況写真（2 方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第 6 章 1 (2) 表 1 『法第 34 条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇄ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
30		事業計画書【（参考様式）】	●施設の用途、内容、規模、位置等の説明資料

3 1	予定建築物の各階平面図	●縮尺 1/100 程度
3 2	予定建築物の立面図	●2 方向以上 ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要
3 3	関係法令の許可書の写し	▲事業に必要な許可、免許、資格等は事業計画書に記載すれば添付不要

◆手引第 6 章 1 (2) 表 2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名 称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成 28 年度以降）
3 4		開発区域位置図【省令 17 条】	●縮尺 1/10,000 以上
3 5		開発区域区域図【省令 17 条】	●縮尺 1/2,500 以上
3 6		現況図【省令 16 条】	●縮尺 1/1,000 又は 1/2,500 以上。開発区域区域図との兼用が可能。
3 7		求積図 面積 m ²	●縮尺 1/500 以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 ^{※5}
3 8		土地利用計画図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
3 9		造成計画平面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 又は 1/1,000 以上
4 0		造成計画縦横断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 以上 ▲高低差 1 m 以上の部分のみ添付すれば可。
4 1		排水施設計画平面図【省令 16 条】	●縮尺 1/500 以上
4 2		└ 排水施設に関する計算書	●面積 0.1ha 未満計算不要、0.1ha 以上 0.5ha 未満は一次放流先まで計算 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
4 3		└ 排水施設構造図	●縮尺 1/50 以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
4 4		└ 流末水路縦断面図	●縮尺 1/1,000 以上 ▲同上 ^{※5}
4 5		└ 流末水路標準横断面図	●縮尺 1/100 以上 ▲同上 ^{※5}
4 6		給水施設・消防水利計画図【省令 16 条】 ^{※1}	●縮尺 1/500 以上
4 7		がけの断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
4 8		擁壁の断面図【省令 16 条】	●縮尺 1/50 以上
4 9		└ 構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 ^{※5}
5 0		公共施設新旧対照図	●縮尺 1/1,000 以上
5 1		樹木保存、表土の保全等の現況図	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 ^{※5}
5 2		表土保全等の断面図	▲同上 ^{※5}
5 3		その他、知事が必要と認める図書【県規則 6 条】	●上記図書以外で、法 33 条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。（例：地区計画等の定めがある場合は、当該計画等に即した設計であることが確認できる図書）

◆別記（立地基準適否の審査）→法 34 条 1 号に適合することの審査事項

※番号 1～2 のすべてに該当すること。（繰引き：昭和・平成 年 月 日）

番号	適否	審 査 事 項
1		申請地の位置等は、次の (ア)・(イ) のすべてに該当すること。
- (ア)		市街地調整区域内の既存集落の中、隣接地又は近接地であること。（ただし、市町村立小学校、市町村立中学校、市町村立義務教育学校、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。）
- (イ)		前面道路に 10m 以上接していること。（ただし、放課後児童クラブでやむを得ない場合はこの限りでない。）
2		建築物の用途による基準は、次の (ア)～(イ) のいずれかに該当すること。
- (ア)		【小学校、中学校、義務教育学校のうち、市町村立のもの】の場合、次の a に該当すること。
a		通学区域を勘案し、適切な位置にあること。
- (イ)		【診療所、助産所】の場合、次の a・b のすべてに該当すること。
a		（入院施設）県の医療施策の観点から支障がなく、国の設置運営基準に適合すること。
b		（併用住宅）診療所・助産所の部分が過半であり、同一棟であること。
- (ウ)		【老人居宅介護等事業施設、老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業施設、複合型サービス福祉事業施設】の場合、次の a に該当すること。
a		県（地域密着型施設については市町村）の福祉施策の観点から支障がなく、国の設置運営基準に適合すること。
- (エ)		【保育所、認定こども園】の場合、次の a に該当すること。
a		当該市町村の保育計画に適合し、国の設置運営基準に適合すること。
- (オ)		【放課後児童クラブ、児童館】の場合、次の a・b のすべてに該当すること。
a		（放課後児童クラブ）対象小学校から適切な位置にあること。
b		当該市町村の整備計画に適合していること。

特 記 事 項	□ 現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄	受	前・太 土木事務所
			付	令和 年 月 日 第 号
			許	令和 年 月 日
			可	許可番号 第 号

※1：自己居住用の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※2：自己居住用、自己業務用で1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※3：5ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※4：1ha未満の場合は、添付不要。(手引第6章1(2)参照)

※5：簡略化した場合は、①許可条件として完了時までに当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者(代理人)に周知する。

※6：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事に限る